2018年8月13日

チェ^{*} の 話 (その67)

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局ニュース(文責 鈴村)

*水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

水俣病像を、より偏狭にしようと画策を続ける環境省に対して 水俣病患者・支援者の闘いは続きます。

不誠実かつ意味不明瞭な「事務連絡」

2017年11月29日の新潟水俣病認定義務付け訴訟の東京高裁判決(以下「東京判決」)は、52年判断条件や2014年新通知に基づいた審査によって認定棄却とされた原告9人全員を、水俣病と認める判断をしました。

これにより現行基準による認定審査を否定された新潟県と新潟市は連名で、東京判決に対応する新たな通知をだすよう、環境省に要望をしていました。(要望書別紙)

県と市の要望書では、毛髪水銀値による発症 閾値の問題や、2009年水俣病特措法対象者の意 義、症状が変動すること等、現行の認定基準や 環境省がこれまで主張してきたことが、東京判 決では明確に否定されたことを指摘しています。

しかし、環境省が示したのは特殊疾病対策室 長名による「事務連絡」(別紙)でした。

一読して分かりますが、「52年判断条件は否定されていない」と繰り返しているだけで、新潟県・市の指摘には何も答えていません。

そして、2014年新通知は認定基準として運用されてはいない、という意味不明瞭な文章を最後に加えて、新潟県・市の要望には向きあおうとせず、逃げています。こんな「事務連絡」で新潟県・市は納得しているのでしょうか。

なお2014年新通知には、症状の組合せがない 場合の総合的判断について「同条件(52年判断 条件編者注)に基づき」という一文がしれっと 加えられています。しかし、引用された2013年 の溝口訴訟最高裁判決は「経験則に照らして諸 般の事情と関係証拠を総合的に検討」と判示し ており、総合的判断も52年判断条件に縛られる などとは、一言も言っていません。52年判断条 件を退けたからこそ、溝口チエさんを認定した のです。2014年新通知は欺瞞に満ちています。

日本神経学会見解に警戒を

今、環境省が自身に都合のよい見解をだすよ う、日本神経学会に依頼しています。

この件に関して、どのような見解を依頼したのか情報開示を請求したところ「争訟に係る事務に関するものであって、公にすることにより国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり」との理由で不開示となりました。

語るに落ちるとはこのことです。現在各地で 闘われている訴訟で、水俣病像に関して環境省 に都合のよい学会見解をだすよう、環境省が働 きかけていることは明白です。過去には、この 学会の主要会員が「医学専門家会議(1985)」 に参加して、国の見解をバックアップしました。

この文書不開示に対して、私たちは今、環境 大臣に審査請求を請求しています。日本神経学 会見解についても注目、警戒をお願いします。

熊本地裁への公開質問状

現在、水俣病被害者互助会による水俣病認定 義務付け訴訟が、熊本地裁で審理されています。

この訴訟で傍聴席に環境省職員のために「特別傍聴席」が3席用意されたことがありました。

公平・公正であるべき訴訟の運営にも関わる 問題で、一方の関係者にこのような特別な配慮 がなされることに疑問を感じた私たちは、関係 行政(環境省、法務省、熊本県)に情報開示を 請求すると同時に、熊本地裁へもこの経緯と根 拠を説明するよう質問状をだしていました。

ところが、行政側はいずれも「経緯を知らない」と回答し、熊本地裁は全くの無視です。

そこで、この件に関する疑問・質問を公開と することにしました。(公開質問状 次頁)

この「特別傍聴席」問題についても、ご注目 をお願いします。

< 公開質問状 >

2018年7月30日

熊本地方裁判所

裁判所長 瀧華聡之 様

民事第2部合議A係 裁判長 遠藤浩太郎 様 質問人 鈴村多賀志

- 1.遠藤裁判長におかれましては、「特別傍聴 席」を設けた経緯と根拠を明らかにするこ とを求めます。
- 2.瀧華裁判所長におかれましては、国民から 裁判傍聴の運営に関する質問があったのに 対して、何の回答、反応もせずに無視する ことは裁判所として適切な対応であるのか の見解を求めます。

公開質問の経緯と理由

質問人は長年水俣病事件に関心を持ち、貴職 が現在審理中の、水俣病被害者互助会原告の水 俣病義務付け訴訟(平成27年(行ウ)第16号水俣 病認定義務付等請求事件)をほぼ毎回傍聴する 者です。

本訴訟において質問人が確認出来た限り2017 年9月11日(第10回口頭弁論)及び2018年2月 5日(第12回口頭弁論)に、傍聴席に環境省職 員のために「特別傍聴席」が3席用意されてい ました。

質問人は、報道関係者や障害者のために特別 に傍聴席が確保されることは、国民の知る権利 や機会均等の観点から理解できますが、本件の ように被告関係者である行政職員のための特別 傍聴席が設けられ、一般傍聴者の参加の機会が 制限されることについては、どのような法的根 拠、正当性があるのか疑問があります。

質問人は熊本地方裁判所宛に、特別傍聴席設 置の経緯、法的根拠等について問い合わせる質 問状を2018年3月30日および、5月17日に送付 しましたが、何の回答も得られませんでした。 (5月17日付の質問内容は後述します)

また、特別傍聴席を使用した職員の所属する

環境省、本訴訟当事者の熊本県、そして関連省 庁の法務省に対して、情報公開制度を通じて当 該経緯に関する情報の開示を求めましたが、い ずれもこの経緯を把握していないとの回答で、 事実関係は全く明らかになりませんでした。

現段階では、「特別傍聴席」が誰の責任にお いて、何を根拠に、どんな経緯で用意されたの か全く不明であり、法廷の運営が誰かの恣意の もとに行われていると思わざるを得ない状況と なっています。

本件は、裁判公開の原則、国民の傍聴の権利、 裁判の公平性と関連し、重大な問題を含んでい ると考えます。また、裁判員制度の導入など司 法の透明性を進めようとしている司法自身の要 請にも逆行する対応と考えます。

これまで関係各機関も含めて、経緯と根拠を 明らかにするよう求めてきましたが、何も明ら かにならなかったため、公開質問としました。

貴職においては、質問の趣旨をよく理解され、 回答をしていただくよう要請します。

なお、口頭では聞き間違いや勘違いが生じま すので、文書で回答していただくようお願いし ます。回答は、2018年9月30日までに、お願い 以上 します。

< 5月17日付質問状の内容>

- 1.「特別傍聴席」を用意することは、被告国・ **県からの依頼なのか。あるいは、熊本地方裁** 判所側の配慮なのか。
- 2. 「特別傍聴席」が用意されるのに、何か法的 な根拠や、裁判所の内規等があるのか。
- 3. 「特別傍聴席」は原告側の関係者にも、適当 な事情・手続きがあれば、用意されるのか。
- 4. 判決の言渡し日など、傍聴人が多くなり傍聴 が抽選となるような時にも「特別傍聴席」は 用意されるのか。
- 5.他の期日の口頭弁論や、他の水俣病関係の訴 訟においても、同様に国・県関係者のための 「特別傍聴席」は用意されたことがあるのか。

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵振口座: 00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」 FAX: 048-683-7098

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴村多賀志方

http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/(リンクフリー) 「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、 「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね